

総合展示リニューアル運営会議規程

〔平成16年 7月27日〕
〔歴博規第 25号〕
最近改正 令和元年 6月 5日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館に、総合展示リニューアル運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、館長の求めに応じ、以下の総合展示リニューアルに係る全体計画の策定、調整等を行う。

- (1) 総合展示リニューアル計画の策定
- (2) 総合展示リニューアルに係る各種設計の調整
- (3) 総合展示リニューアルに係る予算計画の策定及び調整
- (4) 第6条に定める各室リニューアル委員会における展示企画、展示計画の調整

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 副館長
- (2) 研究総主幹
- (3) 研究推進センター長、博物館資源センター長及び広報連携センター長
- (4) 第6条第4項に定める各室代表
- (5) 管理部長
- (6) 管理部各課長及び室長
- (7) その他館長が必要と認めた者

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長を置き、館長が指名する副館長をもって充てる。

- 2 会議に副議長を置き、会議の構成員の中から議長が指名した者をもって充てる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長は、会議の同意を得て、構成員以外の教職員を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 議長は、審議結果を館長に報告するものとする。

(各室リニューアル委員会)

第6条 各展示室のリニューアルを企画し実現するために、各室リニューアル委員会（以下「各室委員会」という。）を置き、「第〇室リニューアル委員会」と称する。

- 2 各室委員会は、所管する展示室のリニューアルのため、展示構想、展示計画、展示資料等展示全体に係る企画、立案を行い実施する。

3 各室委員会は、原則として10名以内の館内研究教育職員、及び20名以内の館外学識経験者等により構成する。

4 各室委員会に、委員の互選による各室代表及び各室副代表を置く。

(作業部会の設置)

第7条 各室委員会に各作業部会を置き、第〇室リニューアル作業部会と称する。

2 各作業部会は、各室委員会の館内委員の中から互選により部会長を選出する。

(各室委員会等の陪席)

第8条 第6条及び第7条に係る各室委員会等には、審議の必要に応じ管理部関係課職員が陪席することとする。

(各室委員会の報告等)

第9条 各室委員会は、当該委員会における審議事項及び進捗状況について、適宜会議に報告する。

(庶務)

第10条 会議及び第6条から第7条に係る委員会等の庶務は、管理部博物館事業課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程(人間文化研究機構規程第1号)について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「研究推進センター長」は「研究連携センター長」に、「博物館資源センター長」は「歴史資料センター長」に、「広報連携センター長」は「広報連携センター準備室長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。